

議案第 17 号

京丹後市浄化槽整備推進事業の実施に伴う浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について

京丹後市浄化槽整備推進事業の実施に伴う浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 3 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第 40 号）の施行に合わせ所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市浄化槽整備推進事業の実施に伴う浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市浄化槽整備推進事業の実施に伴う浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成16年京丹後市条例第214号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京丹後市浄化槽条例

第1条中「京丹後市水洗化計画に基づく浄化槽整備推進事業の実施に伴う浄化槽の適正な設置」を「市による浄化槽の設置」に改める。

第2条第1号中「又は」を「及び」に改め、同条第2号中「第43号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「のうち50人槽以下の浄化槽」を削り、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第3条中「前条第6号に規定する処理区域」を「浄化槽により汚水を処理する区域(以下「処理区域」という。)」に改める。

第4条中「浄化槽」の次に「(法附則第11条第1項に規定する既存単独処理浄化槽をいう。)」を加える。

第5条の見出し中「工事計画書の作成」を「設置計画の作成等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査して浄化槽の設置の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

第5条第3項中「工事計画書」を「第3項の設置計画」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 管理者は、前項の規定による審査の結果、浄化槽の設置が可能であると認めるときは、次に掲げる事項を定めた設置計画を作成し、申請者の承認を求めるものとする。設置計画を変更したときも、同様とする。

(1) 法第12条の5第2項に掲げる事項

(2) 受益者分担金等の額

(3) 前2号に掲げるもののほか、工事の実施に関し必要な事項

4 申請者は、前項の設置計画に異議があるときは、管理者に対し、当該設置計画の変更を求めることができる。

第6条中「第3項」を「第5項」に、「工事計画書の内容」を「設置計画」に改め、「、事業の円滑な推進を図るため」を削る。

第13条第2項中「第2項」を「第3項」に、「工事計画書」を「設置計画」に改める。

第24条及び第25条中「の取り扱い」を削る。

第30条を次のように改める。

(浄化槽の移設等)

第30条 建物所有者又は土地所有者は、自己の都合により既設の浄化槽を移設し、又は撤去するときは、管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた者は、自己の負担により、当該浄化槽を移設し、又は撤去するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者が必要と認める場合は、管理者の負担により、当該浄化槽を移設し、又は撤去することができる。

第33条第4号中「第1項」を削り、「同項」を「同条」に改め、同条第5号中「第1項」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(処理区域外の既に建築されている建物に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、法第12条の4の規定に基づき市が指定した浄化槽処理促進区域で

あり、かつ施行日時点において処理区域外に既に建築されている建物については、令和6年3月31日までの間、この条例を適用するものとする。

(京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

3 京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年京丹後市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「浄化槽整備推進事業」を「浄化槽事業」に改める。

別表第2中「

浄化槽整備 推進事業	京丹後市浄化槽整備 推進事業の実施に伴 う浄化槽の設置及び 管理に関する条例 (平成16年京丹後 市条例第214号) 第2条第6号に規定 する処理区域	—	11,725 人	—
---------------	--	---	-------------	---

」を

「

浄化槽事業	京丹後市浄化槽条例 (平成16年京丹後	—	11,725 人	—
-------	------------------------	---	-------------	---

	市条例第214号) 第3条に規定する処 理区域			
--	-------------------------------	--	--	--

」に改める。



現行	改正案
<p>(処理区域の建物所有者の責務)</p> <p>第4条 処理区域内の建物所有者は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために浄化槽を設置すること(し尿のみを処理する浄化槽_____の構造を変更することを含む。)に努めなければならない。</p> <p>(設置の申請及び<u>工事計画書の作成</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>管理者は、前項の規定により申請を受けたときは、次に掲げる事項を定めた工事計画書を作成し、当該工事計画書の内容を申請者に通知し、及び申請者の承認を求めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>建物所有者、土地所有者及び使用者の住所及び氏名</u></p> <p>(2) <u>建物の種類及び延床面積</u></p> <p>(3) <u>建物の居住人員及び利用人員</u></p> <p>(4) <u>浄化槽の設置場所</u></p> <p>(5) <u>浄化槽の人槽</u></p> <p>(6) <u>工事費</u></p> <p>(7) <u>工事予定期間</u></p> <p>(8) <u>受益者分担金等の額</u></p> <p>3 申請者は、<u>工事計画書</u>の内容について承認するときは、管理者に承認書を提出するものとする。</p> <p>(申請者の協力義務)</p>	<p>(処理区域の建物所有者の責務)</p> <p>第4条 処理区域内の建物所有者は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のために浄化槽を設置すること(し尿のみを処理する浄化槽(<u>法附則第11条第1項に規定する既存単独処理浄化槽をいう。</u>)の構造を変更することを含む。)に努めなければならない。</p> <p>(設置の申請及び<u>設置計画の作成等</u>)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査して浄化槽の設置の可否を決定し、申請者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>管理者は、前項の規定による審査の結果、浄化槽の設置が可能であると認めるときは、次に掲げる事項を定めた設置計画を作成し、申請者の承認を求めるものとする。設置計画を変更したときも、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>法第12条の5第2項に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>受益者分担金等の額</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、工事の実施に関し必要な事項</u></p> <p>4 <u>申請者は、前項の設置計画に異議があるときは、管理者に対し、当該設置計画の変更を求めることができる。</u></p> <p>5 申請者は、<u>第3項の設置計画</u>の内容について承認するときは、管理者に承認書を提出するものとする。</p> <p>(申請者の協力義務)</p>





現行	改正案
<p>(罰則)</p> <p>第33条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 排水設備等の新設等を行って第18条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(5) 第16条第1項の規定による計画確認に係る申請書若しくは図書又は第19条の規定による届出書で不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者</p> <p>(6) (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第33条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 排水設備等の新設等を行って第18条____の規定による届出を同条に規定する期間内に行わなかった者</p> <p>(5) 第16条____の規定による計画確認に係る申請書若しくは図書又は第19条の規定による届出書で不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者</p> <p>(6) (略)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u> <u>(処理区域外の既に建築されている建物に係る経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、法第12条の4の規定に基づき市が指定した浄化槽処理促進区域であり、かつ施行日時点において処理区域外に既に建築されている建物については、令和6年3月31日までの間、この条例を適用するものとする。</u></p>

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年京丹後市条例第204号)新旧対照表【附則関係】

現行					改正案				
京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成16年4月1日 条例第204号  (水道事業及び下水道事業の設置) 第1条 (略) 2 汚水を排除し、処理することにより、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、漁業集落排水処理施設事業及び <u>浄化槽整備推進事業</u> をいう。以下同じ。)を設置する。 第1条の2～第7条 (略) 別表第1 (略) 別表第2(第2条関係)					京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成16年4月1日 条例第204号  (水道事業及び下水道事業の設置) 第1条 (略) 2 汚水を排除し、処理することにより、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、漁業集落排水処理施設事業及び <u>浄化槽事業</u> をいう。以下同じ。)を設置する。 第1条の2～第7条 (略) 別表第1 (略) 別表第2(第2条関係)				
区分	処理区域	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力	区分	処理区域	処理区域面積	処理人口	1日最大処理能力
(略)					(略)				
浄化槽整備推進事業	京丹後市浄化槽整備推進事業の実施に伴う浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成16年京丹後市条例第214号)第2条第6号に規定する処理区域	—	11,725人	—	浄化槽事業	京丹後市浄化槽条例(平成16年京丹後市条例第214号)第3条に規定する処理区域	—	11,725人	—
附 則 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u>									

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 3 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第17号 京丹後市浄化槽整備推進事業の実施に伴う浄化槽の 設置及び管理に関する条例の一部改正について	政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ <u>条例</u> その他（ ）
------------	--	------------	-------------------------------

《政策等の概要》	《市民参加の状況》				
浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号）の施行に合わせ 所要の改正を行うものである。 なお、京丹後市水洗化計画において、同法の改正を取り込み、令和2年 12月に改定を行っているところである。	有 ・ <u>無</u> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）				
	《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》				
本市の下水道整備については、京丹後市水洗化計画に基づき公共下水 道、集落排水処理施設及び浄化槽により水洗化事業を行っているところ である。このうち浄化槽事業について、先般の浄化槽法の改正により、市で 設置・管理する浄化槽の整備に当たっての要件が示された。 また、国の交付金事業を活用した大型浄化槽の設置を可能にするなど、 浄化槽整備を進めるため、条例の改正を行う必要がある。	多額の経費と期間を要する下水道事業において、国の交付金事業を最大 限活用するとともに、早期の水洗化整備を目指す。				
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》				
R元.6.19 浄化槽法の一部を改正する法律公布 R2.4.1 浄化槽法の一部を改正する法律施行 （R2年度中は従前の内容で市による浄化槽の設置が可） R2.12.18 京丹後市水洗化計画の一部見直しの議決（計画改定） R3.2.2 例規審査委員会で改正条例案について審査	総合計画 計画項目	16	きれいな水を循環させる上下水道の整備		
	○その他の計画(該当する場合のみ)				
	計画名称	京丹後市水洗化計画			
策定年度	令和2年12月				
計画期間	令和2年度～令和7年度				
《政策等の実施時期》	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
令和3年4月1日から施行する。	上下水道部	経営企画整備課	有 ・ <u>無</u>		